

★賢く★
みんなの
年金学

20歳以上の学生の皆さん 国民年金保険料の納付が困難なときは 「学生納付特例制度」 をご利用ください

学生納付特例制度は、在学中の保険料を社会人になってから納めることができる制度です。保険料が納められない時には、市役所本庁・各支所の国保年金係に申請しましょう。申請が遅れて、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故や病気で重い障害が残っても障害年金が支給されないなど、不利益となることがありますので、お早目に申請ください。また、昨年度申請した人は18年度の申請をお忘れなく！毎年、申請が必要です。

■対象となる人

20歳以上の学生(※)で、所得が141万円以下(扶養親族があれば基準額が変わります)の人
※学生…大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限が1年以上である課程)などに在学する学生。夜間・定時制課程や通信制課程の学生も含まれます。

■申請の時にご持参ください

- ①年金手帳
- ②学生証または在学証明書(平成18年4月以降交付)
- ③認印(本人が署名する場合は不要です)

■承認されると…

申請された年度の4月から翌年3月分までの保険料の納付が猶予されます。

※ただし、すでに納付済みの分や中途退学の場合は退学した月の翌月以降の分を除きます。

※老齢・障害・遺族の各基礎年金を受給するための資格期間には参入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されませんので、10年以内に保険料を納めることができる「追納制度」をご利用ください(3年度目以降は、当時の保険料額に加算額が付きまます)。

問合せ先

熊本東社会保険事務所 ☎096-367-2500

市役所市民課国保年金係 ☎32-1111

各支所市民課国保年金係

○三角支所 ☎53-1111

○不知火支所 ☎33-1111

○小川支所 ☎43-1111

○豊野支所 ☎45-2111



▲吹き付けアスベストの施工例

申込・問合せ先
管理課都市計画係
☎32-11020
※個人住宅向けアスベスト含有検査の詳細については、広報うき2月15日号または市ホームページに掲載しています。

写真、見積書、熊本県保健科学研究所の試験検査成績書

【対象】市内の個人住宅建築物(集合住宅を含む)に使用されている吹き付け材について、熊本県保健科学研究所での個人住宅向けアスベスト含有検査の結果、アスベストが検出されたもの。
【補助金額】調査に要した費用の2分の1以内。ただし1検体の補助限度額は3万円です。
【受付期間】4月3日(月)から 毎週月・金曜日(祝日を除く)
【受付時間】8時30分～12時、13時～17時
【持ってくる物】付近見取図、概略平面図、アスベスト施工箇所の

市では、アスベストによる健康被害などの不安を解消するため、市民の皆さんが自己負担で実施される吹き付けアスベスト調査分析費用の一部を補助します。

吹き付けアスベスト調査分析 費用の一部を補助します



日常生活や将来に対して誰もが一度は抱いたことがある思いをテーマに、内閣府男女共同参画局が作成したビデオをご紹介します。

「広がる未来! 私が選ぶ」
「チャレンジする女性たち」
進路を考えるに当たり、自分たちがあこがれる生き方をしている女性を探そうと思いつつ3人の女子高校生。コンピューターグラフィックス・クリエイター、禁煙外来担当の内科医、生物物理化学専門の大学教授、社寺建築の職人、国際人権法専門の弁護士…5人の女性の話を聞くうちに彼女たちの夢も膨らんでいく。



「元気に再チャレンジ!」
「キラキラしている女性たち」
家事と育児に明け暮れながらも、再び社会で働きたいと思う主婦・裕美。「再就職支援セミナー」で同じような仲間たちと知り合い、勇気づけられた彼女は…
実際に再チャレンジを果たした女性たちの力強いエールがあふれています。

●無料貸し出しできます!
市役所・男女共生係や教育委員会・人権教育係、豊野町コミュニティセンターには、男女共同参画社会や人権問題に関する啓発ビデオをそろえています。家庭や地域・職場でご覧になりませんか?

●パートナーシップのためのキーワード講座
「女性のチャレンジ支援」って?
A 少子高齢化が進む今日、活力ある社会を築いていくためには、意欲と能力のある女性が、あらゆる分野で活躍し、男性もゆとりのある生き方を目指す「暮らしの構造改革」が必要です。
このため、次の三つについて総合的に支援していくことの重要性が指摘されています。
①政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す「正」へのチャレンジ
②起業家、研究者・技術者など従来女性の少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横」へのチャレンジ
③子育てや介護などといったん仕事を中断した女性の「再」チャレンジ

みんなで学ぼう

ピンけん

生涯学習課
人権教育係
☎33-1240

「区別と差別」

私たちは、区別と差別の違いを考えずに何でも差別だと決めつけてしまいがちです。「区別」と「差別」は同じ意味でしょうか。

国語辞典によれば、「区別」は「違いによって分ける」「区分け」「けじめ」。「差別」は「差をつけて取り扱うこと」「わけへだて」となっています。人権を考える場合には、次のように考えるとよいでしょう。

「区別」とは、十人十色といわれるように私たちはそれぞれ違った個性や能力を持っています。区別とは、「男と女」「黒人と白人」「日本人と朝鮮人」といったように違いを表しただけのこと

で、私たちが暮らしている中でも、それぞれに違いがあります。例えば就職応募者に採用試験を実施した際に、会社が必要とする職種について能力や適性、試験の成績を総合して、上位から採用することは「区別」になります。

「差別」とは、「本人の努力によってどうすることもできない事柄で不利益な扱いをすること」をいいます。出身地・職業・学歴・性別・家柄・民族などによって、上下の値打ちをつけ、その人や団体の自由や権利を無視、侵害するなど不当性、不利益性を被る関係が生じることをいいます。



パートナーシップ通信

vol.16

男女共生係
☎32-1111
FAX 32-0110